

任意整理事件（第27条）

ア 着手金（第27条1項）

債権者1社につき金4万4000円。
ただし、1社の債権額が50万円以上の場合、同項所定の基準にしたがい1社ごとに報酬を加算。
※最低額は金11万円。

イ 清算終了の場合の報酬金（第27条2項）

（1） 弁護士が債権取立・資産売却等により集めた配当原資額につき、

金500万円以下の場合	(配当原資額の15%) × 1.1
金500万円を超え、金1000万円以下の場合	(配当原資額の10% + 金25万円) × 1.1
金1000万円を超え、金5000万円以下の場合	(配当原資額の8% + 金45万円) × 1.1
金5000万円を超え、金1億円以下の場合	(配当原資額の6% + 金145万円) × 1.1
金1億円を超える場合	(配当原資額の5% + 金245万円) × 1.1

（2） 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額につき、

金5000万円以下の場合	(配当原資額の3%) × 1.1
金5000万円を超え、金1億円以下の場合	(配当原資額の2% + 金50万円) × 1.1
金1億円を超える場合	(配当原資額の1% + 金150万円) × 1.1